

Title	沖縄地方紙と沖縄の記憶： 慰霊の日(六月二三日)と米軍基地問題を中心に
Sub Title	
Author	大石, 裕(Oishi, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の政治学 政治・社会： 慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008.) ,p.49- 73
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88454491-00000007-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

沖繩地方紙と沖繩の記憶

——慰霊の日（六月二三日）と

米軍基地問題を中心に——

大石裕

- 一 戦争被害者という意識——米軍基地問題を中心に——
- 二 記憶の厚みと連続性——日常性と非日常性——
- 三 国際政治、国内政治、地方政治の中の米軍基地問題

一 戦争被害者という意識——米軍基地問題を中心に——

1 米軍基地問題に関する温度差

沖縄の「慰霊の日」（六月二三日）と米軍基地問題について論じるにあたり、すでに明らかになり、また前提となつていくつかの点を整理しておきたい。

第一は、米軍基地問題に関する沖縄と「本土」とのいわゆる温度差の大きさという問題である。「本土」の政治エリート、マス・メディア、そして世論の多数派は、米軍基地の約七五％が沖縄に集中してきたことに同情し、時には批判してきた。この問題は、当然、沖縄の米軍基地機能の一部本土移転と関わる。そして、「本土」の世論はこの方針を少なからず支持してきた。例えば、二〇〇六年四月に内閣府が発表した「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」の中で、「沖縄県における在日米軍の機能の一部を本土で受けもつことについて、あなたはどのように思いますか」という問いに対する回答は、「賛成」一七・八％、「どちらかといえば賛成」三三・七％、「どちらかといえば反対」二二・六％、「反対」一一・九％、「一概にいけない」九・四％、「わからない」四・六％、となった（『琉球新報』、二〇〇六年四月三〇日）。しかし、日米関係、および日本やアジアの安全保障の問題が、つねに存在してきたことから、こうした世論の政策に対する影響力は限定され、日本政府は沖縄の基地問題の根本的解決に直接つなげる具体的な代案を提示できないままだった。

他方、沖縄では米軍基地撤去という主張は幅広く受け容れられ、その正当性は当然視されてきた。例えば、沖縄の本土復帰三五周年にあたる二〇〇七年の五月に発表された『沖縄タイムズ』の世論調査では（『朝日新聞』と共同で実施）、米軍基地については「ただちに全面撤去」一五・四％、「段階的に縮小」七〇・〇％、となった（『沖縄タイムズ』、二〇〇七年五月二三日）。また同じ趣旨で実施された『琉球新報』の調査でも、「全面撤去すべきだ」

「縮小すべきだ」という回答の合計は七六・四%、「現状のままでもよい」二五・九%、となった（『琉球新報』、二〇〇七年五月八日）。

しかし、特に基地の経済的効用、経済（支援）問題を中心に日本政府との関係が考慮されることで、基地問題に対する沖縄県民の世論はその時々で表面的には微妙に変化してきた。例えば、『沖縄タイムズ』の前掲の調査では、沖縄県民の八割近くが本土との「格差」を感じていたが（さまざまな格差がある）七七%、その内容は「所得」三五%、「就職」一六%、「基地」一四%、であった。この時点では、沖縄県民の半数以上が経済格差の解消を一義的に考えていた。ちなみに、同様の調査が実施された二〇〇二年では「基地問題」三〇%、「所得」二〇%、「就職」一二%、であったことが報告されている（『朝日新聞』、二〇〇七年五月五日）。

第二は、第二次世界大戦、特に沖縄戦に関する記憶と基地問題との関連である。「本土」では経済発展を中心
に戦後復興が順調に進んだことから、一般に一九四五年八月一日を境として、戦前と戦後は区分されてきた（あるいは、区分しようとしてきた）。第二次世界大戦に関しては、様々なレベルで記録の解釈や記憶の継承の仕方をめぐって多くの論争が存在し、それは時代とともに変化してきたのは事実である。しかし、そうした論争と「本土」の基地問題との結びつきは、次第に薄れてきた。

その一方、沖縄は第二次世界大戦において日本で唯一の地上戦が行われたことから、この戦争、特に沖縄戦に関する記憶は生々しく継承されてきた。しかも、一九七二年に「本土復帰」を果たすまで米国の統治下にあり、また復帰後も基地問題は沖縄社会全体とつねに深く関わる問題であったことから、戦前と戦後の区分、および戦争の記憶の仕方は「本土」とは異なる様相を見せていた。

このように沖縄にとつての米軍基地問題は、すぐれて現代的な問題であると同時に、第二次世界大戦の記憶とも強く結びついてきた。二〇〇七年に全国的な政治問題として多くの注目を集めた「集団自決」をめぐる教科書

問題にしても、それはたんなる「教科書検定」の問題にとどまるのではなく、また沖繩戦という過去の問題に
関する事実認定の問題に回収されるものでもない。それは基地問題を含む「本土」対沖繩という、過去と現在を
結ぶ線上に位置する問題なのである。

2 被害者意識の差異

国家という単位で戦争を考えれば、通常国民は戦争の被害者であると同時に、相手国から見れば加害者でもあ
る。戦争の当事者は、自らが直接行う戦争を正当な行為と見なす（あるいは、見なしたがる）ことが一般的である。
従って、被害者としての記憶は加害者としての記憶と比べ継承される傾向が強くなる。

よく言われるように、日本国民の第二次世界大戦の記憶は戦争への関与の仕方、さらには世代によって多様で
あり、時代とともに様々に変化してきたものの、基本的には（沖繩県民も含め）戦争被害者という意識が優先さ
れてきた。戦場における悲惨な体験、度重なる空襲の体験、そして戦時中と戦後の食糧不足や貧困といったこと
が、戦争被害者という意識や記憶を形成してきた。その象徴的な出来事が、広島と長崎への原爆投下であり、東
京大空襲であり、さらにはシベリア抑留、そして沖繩戦であった。これらの出来事を通じて、日本国民は被害者
としての意識や記憶を強化し、同時に戦争の悲惨さを国際社会に訴えること、そして「平和国家」の構築という
国家目標を当然のこととして受容してきた。このことが結果的に、日本国民の加害者意識（あるいは当事者意識）
を弱めることへとつながり、それが中韓両国をはじめとするアジア諸国からの批判を招いてきたのは周知の通り
である。もちろん、その根底には敗戦時および米軍占領下における複雑な国際政治情勢との関連から生じた、戦
争責任や戦後処理の曖昧さがあるの言うまでもない。

ところが沖繩の場合、こうした被害者意識はより複雑である。というのも、沖繩県民の被害者意識は米軍と同

時に「本土」（特に日本軍）にも向けられてきたからである。まず、米軍の残虐さに関してはそのような記述がある。

「東西二カ所（ニューロンベルク軍事裁判と極東軍事裁判）の軍事裁判で、敗戦国の戦犯に……判決した米国だが、遺憾ながら沖縄戦においては……沖縄県民に対してその全部の罪（一般に対して行われた殺害、絶滅的大量殺人、奴隷化、強制的移動、其の他の非人道的行為）を犯している。」（カッコ内引用者…琉球政府編、一九七一b・四三）。

また、「本土」日本軍」に向けられた被害者意識の底流には、戦争体験だけでなく、「日本史」と「琉球・沖縄史」との差異が存在してきたと言える。なかでも、近世史と近代史の捉え方に関しては、沖縄と「本土」との差異は非常に大きい。そうした差異を際立たせる「沖縄の人びとの心に深く沈殿している年」として、以下の出来事が指摘されている（鹿野、一九九四・一八四、参照）

- ① 一六〇九年…薩摩軍の侵攻と同藩による支配開始の年。
- ② 一八七二—一八七九年…廃藩置県に伴う琉球処分年。
- ③ 一九四五年…一五年戦争最終段階での地上戦、日本からの分離、及び米軍統治開始の年。
- ④ 一九七二年…日本復帰の年。

このように、「本土」（日本）と沖縄（琉球）は近世以降、基本的には支配・従属関係にあった。特に第二次世界大戦時には、前述したように沖縄は地上戦を経験したこともあり、県民の被害者意識は米国のみならず「本土」日本軍」に対しても向けられてきた。沖縄県民は、対米国と対「本土」日本軍」という二重の被害者意識を有

してきたのである。以下の説明は、日本軍に対するそうした被害者意識を明確に示している。

「一九四五（昭和二〇）年六月下旬、沖縄戦の組織的戦闘が終了しました。九〇日余にわたる戦闘で、山河はすっかりかたちを変えてしまいました。沖縄戦は一般住民を巻き込んだ、日本では未曾有の地上戦でした。軍民混在した戦場では、食料強奪、壕からの追い出し、スパイ容疑による斬殺など、様々な惨劇が発生しました。沖縄県民の四人に一人が亡くなりました。」（『ひめゆり平和祈念資料館ガイドブック』…一四一）

この記述では沖縄戦の悲惨さと同時に、日本軍の残忍さが強調されている。なかでも、この説明で一部触れられている沖縄県民に対するスパイ容疑に関しては、以下のような強い批判がある。

「『皇軍』と当時呼ばれていた日本軍隊を、沖縄県民は『友軍』と呼んだ。各地に駐屯した部隊が互に友軍と呼んでいた言葉をお移しに覚えたものである。その友軍に『スパイ嫌疑』で惨殺された。これほど悲惨な哀話はあるまいと思われる。」（琉球政府編、一九七一a…三九八）

「住民をスパイや敵の協力者として虐殺する事件が沖縄戦を通じてあちこちで起きるのだ。それは戦地特有の脅迫観念とだけでは説明できない。本土から派遣された官吏や駐留軍が持つ住民への不信感や偏見、支配意識が根深く横たわっている。明治以来、ヤマト（本土）とすべてを同じにするという『同化教育』や『皇民化教育』は長く行われてきたが、昭和になるとそれにますます拍車がかかり、沖縄固有の姓を本土のように変える『改姓改名』運動も起きた。学校では禁を破って方言を使った子供に『方言札』を掛けて罰するということさえあった。……方言使用＝スパイという妄想は、こうした背景があって生じた。」（玉木、二〇〇五・三二―三三）。

こうした点に、沖縄県民と「本土」の人々との被害者意識の差異、そしてそれが生じた理由を見出すことができよう。

二 記憶の厚みと連続性——日常性と非日常性——

1 「本土」の戦争の記憶

戦後日本社会は、経済復興、そして経済発展をとげることで「経済大国」としての地位を占めることが最優先課題とされてきた。それと同時に、平和憲法の下で平和国家を目指すという方針は、戦後日本社会において長期にわたり多くの支持をえてきた。しかし、日米安全保障条約に象徴される日米関係重視の姿勢、そして冷戦という国際政治の力学の中で生じた「再軍備」への流れ、さらには国際貢献という国家目標の中で実施されてきた自衛隊の海外派遣は、「平和国家」という理念、あるいはその意味を曖昧なものにし、変化させてきた。

言うまでもなく、戦後日本社会においては、特に「五五年体制」以降、社会党や労働組合を中心とする反軍備・護憲勢力と、自民党と財界を中心とする再軍備（改憲）勢力という対立軸が長期にわたって存在していた。しかし、反軍備・護憲勢力においても、そこで働く力は概して内向きであり、そうした状況下で前述した被害者意識の強さによって日本社会全体の戦争の記憶は構築され、更新されてきたと言える。日本社会、特に「本土」におけるこのような記憶の構築や更新という作業と沖縄での「総力戦」、そしてそれに関する記憶が、以下の指摘に象徴されるように深く関連していたことは注目に値する。

「戦後日本のナシヨナリズムは、戦犯という外部をつくりあげることにより加害者を一部に限定し、天皇もふくめ、お

しなべてみずからを戦争犠牲者として演出することによりはじまったのだ。また沖縄の悲劇を、わがことのように悲しむなかで、みずからを犠牲者として立ちあがらせていったのである。」（富山、二〇〇六・一六八）。

日本社会全体で見れば、三月一〇日（東京大空襲記念日）、六月二三日（沖縄戦慰霊の日）、八月六日（広島原爆記念日）、八月九日（長崎原爆記念日）、八月一五日（終戦記念日）が、戦争被害者の慰霊を主たる目的に戦争の記憶を継承する重要な日として認識されてきた。これらの記念日にはメディアが特集を組み、その多くは国家的な行事、あるいは儀式となっている。これらの式典はまた、メディア・イベントとして計画され、実行されているとも捉えられる。沖縄戦慰霊の日の式典については、二〇〇八年からNHKが中継放送を開始した。これらの記念日とそれに関連するニュースや特集、さらにはテレビ・ドラマや映画などを通じて、戦争の記憶は周期的に、非連続的に想起される。そうした記憶は、当然のことながら多くの日本国民にとっては日常生活とは切り離されてきた。

戦争の記憶は記念日による時間的な区切りだけではなく、場所ないしは空間による区切りによっても継承され、更新されてきた。東京都慰霊堂、沖縄平和祈念資料館・公園、広島平和祈念資料館・公園、長崎原爆資料館・公園、そして靖国神社あるいは千鳥ヶ淵戦没者墓苑がそうした場所や空間に相当する。これらの場所では先に示した記念日には（あるいは、それ以外の日でも）様々な行事が執り行われる。さらには、一部の軍人を主たる慰霊の対象とすることからその性質は大きく異なるものの、例えば知覧特攻平和会館、大和ミュージアムなども戦争の記憶を継承するための場所と捉えられよう。

これらの記念日や場所は確かに戦争の悲惨さを訴え、また平和を希求する願いであふれている。しかし、その基調がやはり戦争被害国としての日本、被害者としての日本人であることは否定できないと思われる。さら

に、これらの記念日や記憶する場所において様々な戦争「観」が対立し、それらが抗争する時間ないしは空間となるケースも見られることも重要である。二〇〇六年八月一五日の小泉首相（当時）の靖国参拝はそのことを象徴する出来事であった。この出来事に関して、『朝日新聞』は「注目の朝、称賛と怒り、関係者に聞く、小泉首相、終戦記念日に靖国参拝」（傍点引用者、同日夕刊）という見出しのもとに、次のような言葉で象徴される記事を掲載した。

- ・「反対の中なせ」「小泉劇場」。
- ・「見事」「次期首相も続けて」。
- ・民団「強い遺憾」。

この中で「称賛と怒り」とあるように、A級戦犯合祀の問題を中心として、靖国神社は戦争の記憶が対立する場所・空間として位置づけられてきた。そして二〇〇六年八月一五日という日は、終戦記念日であると同時に、「平和国家」日本」という志向性と日本国内の偏狭なナショナリズム意識がせめぎ合う日と見なされてきた。また、「民団『強い遺憾』」という記事に見られるように、国内の民族的マイノリティもこの種の感情を担う有力な勢力であることは忘れてはならない。

もちろん、偏狭なナショナリズム意識が靖国神社を通して高揚する理由として、この神社が国際的、特に東アジアではすでに政治問題化している場所ないしは空間であることは留意すべきであろう。それゆえに、首相の靖国参拝に関する特に中韓両国からの強い批判については、日本社会はそれを概して外交ないしは政治問題として解釈し、処理する傾向が強くなるのである。すなわち、中韓両国は戦争の記憶、さらには歴史認識の問題を「政

「政治化」し、さらには政治的に利用しているという理解を日本社会は優先させてきたのである。それは首相の靖国参拜問題に限らない。教科書問題や領土問題（特に竹島）に関しても、日本国民の多くは戦争責任や戦争の記憶を「歴史問題化」することなく、「政治化」することにより、自らの主張を正当化しようとする。その底流には、これまで繰り返し述べてきた戦争被害者の意識の強さが存在すると考えられる。

2 沖縄の記憶と米軍基地

前述したように、沖縄県民の戦争の記憶は「本土」のそれと比べてはるかに連続性を保ち、より日常的と考えられる。その原因としては、県全体レベルでの戦争被害者としての体験の深刻さに加え、米軍基地の機能と米軍が引き起こす様々な問題、そして米軍兵士の犯罪によって記憶が更新されてきたことによると言える。ここでは、そうした記憶を集約し、突出させる記念日（ないしは祈念日）としての沖縄戦慰霊の日（六月二三日）と、またこの種の作用を担う場所ないしは空間としての沖縄平和祈念公園・資料館について考察を行う。

各紙の社説を取り上げる前に、本土とは異なる、いくつかの特徴をもつ沖縄地方紙について若干言及しておく。沖縄戦終了後、沖縄では米軍統治下で『ウルマ新報』、『沖縄タイムズ』、『沖縄毎日新聞』、『沖縄ヘラルド』、『琉球日報』、『沖縄日日新聞』が相次いで発刊された（辻村・太田、一九六六、参照）。このうち注目すべきは、『琉球新報』の前身である『ウルマ新報』である。この新聞が発刊された経緯については、「同新聞（『ウルマ新報』）が世に出た時期（一九四五年七月二五日）は、沖縄戦が終息してわずか一カ月後である。したがって、住民にたいする情報宣伝機関としての新聞を必要としたのは、だれよりも米占領軍であった。」（カッコ内引用者、同、一九六六・二六）。

この記述で印象的なのは、『ウルマ新報』が発刊された時期、およびその使命であろう。沖縄にとっての「終

戦記念日」は八月十五日ではないのである。『ウルマ新報』は一九五一年に『琉球新報』へと復元改題され、現在は『沖縄タイムズ』とともに沖縄の二大県紙となっている（発行部数は両紙とも約二〇万部）。両紙とも基地問題にきわめて熱心に取り組んできた。それについては、『沖縄タイムズ』や『琉球新報』の論調が鋭いのは、米軍の積年の支配統治にたいする怨念というべきでなく、現在ただいまの現実的な被害によってである」（鎌田、二〇〇二・四八）という適切な指摘がある。

両紙ともむしろ現在進行形の問題として基地問題を捉え、それに関する報道を通じて沖縄の戦争の記憶を更新、ないしは再生産してきた。すなわち、第二次世界大戦、あるいは沖縄戦に関する「記憶の網」の中の中心に基地問題を位置づけ、その中で基地問題の深刻さを論じてきたのである。そして、そうした「記憶の網」が毎年鮮明に浮かび上がるのが、六月二三日の「沖縄戦慰霊の日」である。沖縄での「慰霊祭」および「慰霊の日」に関する歴史的経緯は、以下のようにまとめることができる（『琉球新報』、二〇〇五年六月二三日、二〇〇六年六月二三日、二〇〇七年六月二三日、参照）。

- ・ 一九四六年：「ひめゆりの塔」と刻んだ慰霊塔が建てられ、初の慰霊祭の実施。
- ・ 一九四七年：全琉戦没者追悼式が那覇市首里の琉球大学広場で実施。
- ・ 一九六二年：「慰霊の日」スタート（法定休日に、当初は六月二二日）。
- ・ 一九六四年：琉球政府主催の第一回沖縄戦没者追悼式が開催。場所が糸満市摩文仁に移る。
- ・ 一九六五年：「慰霊の日」が六月二三日に変更。
- ・ 一九六九年：安保破棄・B52撤去・即時無条件返還要求県民大会。慰霊の日が初めて反戦の日に。
- ・ （一九七二年：沖縄「本土復帰」）。

- ・一九九〇年…歴代総理としては初めて海部俊樹首相が追悼式に参列。
- ・一九九五年…糸満市摩文仁の平和祈念公園内に平和の礎が完成。

3 六月二三日、新聞社説（二〇〇五―二〇〇七年）を中心に

それでは、この「慰霊の日」を「本土」の全国紙はどのように捉え、報道してきたのだろうか。近年の動向を知るために、戦後六〇年に当たる二〇〇五年六月二三日の『朝日新聞』の社説を紹介する。『朝日新聞』は「沖縄戦六〇年、この地獄を忘れまい」と題した社説で次のような主張を行った。

「あれから六〇年経つ。当時五歳以上だった人に戦争の記憶があるとすれば、その世代は今や一割になった。だからこそ、この悲惨な戦闘を後の世代に伝えていかなければならない。そんな努力がつついている。……美術館の屋上に上がれば、普天間飛行場での大型ヘリの離着陸を目の当たりにする。過去の戦争に重なり合うように、現代の戦争はそこにはある。」（傍点引用者…『朝日新聞』、二〇〇五年六月二三日）

この社説では、沖縄戦の記憶を継承する必要性とともに、「現代の戦争」と関わらざるをえない沖縄の現状が描かれている。

他方、『琉球新報』は同じ日の社説で、「戦後六〇年慰霊の日、語り継ぐ努力今後も、今こそ沖縄戦の教訓を生かせ」と題し、以下に見るように朝日新聞では言及されていない問題も積極的に取り上げている。

「沖縄は戦後も、二七年間の米軍支配という苦渋の歴史を背負わされた。……戦争を行うことを任務とする軍隊が、不

戦の誓いを立てた沖縄に駐留することはふさわしくない。……第二次世界大戦の反省から制定された『戦争放棄』をうたった平和憲法を改正しようとする動きが勢いを増している。……来春から使用される中学校の歴史教科書では沖縄戦の記述が減少し、国の責任をばやかすような記述もある。」(傍点引用者：『琉球新報』、二〇〇五年六月二三日)

このように『琉球新報』は、沖縄戦の記憶の継承とともに、憲法改正、歴史教科書の記述の問題を取り上げ、そうした戦争の「記憶の網」の中に米軍基地問題を据えている。また、「本土」では沖縄戦の歴史教科書の記述に関しては二〇〇七年になってひと際多くの注目を集め、論議を呼んだが、沖縄ではこの問題は二〇〇五年の時点ですでに(正確には「家永裁判」などをめぐって、それよりはるか以前から)、大きく取り上げられていたのである。なお『沖縄タイムズ』は、二〇〇五年六月二四日の社説で「首相と『礎』、アジアの犠牲を見つめる」と題し、以下のような見解を示した。

「一九九五年に建立された『平和の礎』では、沖縄戦の体験者らが花を供え、刻まれた名と方言で語り合う。……木陰の広がり教える一〇年の歳月は有事法制の整備、憲法改定論の高まり、自衛隊のイラク派遣に代表された。米同時テロを境にブッシュ米政権の軍事力行使は続き、普天間飛行場返還は進まず、ヘリ墜落事故は起きた。……小泉首相は今一度、過去の戦争とアジアの犠牲に目をむけてもらいたい。」(傍点引用者：『沖縄タイムズ』、二〇〇五年六月二四日)

この社説は、先に見た『朝日新聞』の社説と同様、現代の戦争に言及している。しかし、『朝日新聞』の社説より踏み込んで、有事法制、憲法改定、自衛隊のイラク派遣といった小泉政権の政策を強く批判し、そうした文脈の中に普天間飛行場返還やヘリ墜落事故など、米軍基地問題を据えて論じている点に特徴がある。

また、歴史教科書の検定問題が争点として全国化した二〇〇七年六月二三日の『朝日新聞』の社説では、「沖縄慰霊の日、集団自決に見る軍の非情」と題し、次のような見解が示された。

「今年の慰霊の日は、昨年までと趣が異なる。……きっかけは『集団自決』についての教科書検定である。……保守革新を問わず、憤ったのはなぜか。集団自決が日本軍に強いられたものであることは、沖縄では疑いようのない事実とされてきたからであろう。……沖縄の人たちは『捨て石』にされ、根こそぎ動員されて日本軍と一緒に戦い、そこで集団自決が起きた。いまさら『日本軍は無関係』と言うのなら、それは沖縄をもう一度裏切ることになる。」（朝日新聞、二〇〇七年六月二三日）

この社説では沖縄戦の悲惨さが日本軍によつてもたらされたこと、それゆえに教科書検定が妥当性をもたないことが明確に、かつ力強く述べられている。

この年の『琉球新報』と『沖縄タイムズ』の社説の論調も、『朝日新聞』と大きな違いはない。ただし、『琉球新報』の場合には「慰霊の日、沖縄戦の記憶は、平和の砦、山積する戦後処理を急ごう」と題し、以下のように教科書検定と歴史認識の問題について沖縄をめぐるそれ以外の問題と関連させながら論じている。

「きのう午後、県議会は、文部科学省の高校教科書検定で沖縄戦の『集団自決』への日本軍の強制などの記述が修正・削除された問題で、検定意見の撤回を求める『意見書』案を、全会一致で可決した。……県議会の意見書可決で、名実ともに県民世論は、『検定撤回』の要求を政府に突きつけた。……『歴史の目撃者』たちが少なくなり、新たな歴史観による教科書の書き換えが進む。教科書問題で『集団自決』で軍命の有無を争点にしているが、本質はまぎれもなく存在

する政府の開戦責任も含めた『戦争責任』である。(傍点引用者：『琉球新報』、二〇〇七年六月二三日)

この社説の特徴として、「教科書検定」「集団自決」といった問題に関して、県民世論が要求を政府に「突きつけた」という強い表現をとることで「本土」政府との対決姿勢を明確にし、こうした問題が生じた原因を戦前の日本政府の「戦争責任」に求めている点が指摘できる。特に、「本土」政府に対する見方に関しては、「集団自決」の記述の修正・削除を容認した安倍政権と、第二次世界大戦の開戦を決断した戦前の「政府」、すなわち戦前・戦後いずれの国家政府に対しても、強い批判的姿勢が明確になっていることは重要である。

また、「沖繩タイムズ」の場合、「慰霊の日、検定撤回は県民の総意」という見出しで教科書問題に関しては厳しく批判した。それと同時に、関連するいくつかの問題を取り上げ、以下のような見解を明示した。

「沖繩戦に関する教科書検定の経緯を振り返ると、政府にとつて都合の悪い沖繩戦関連の記述を歴史教科書から消し去りたいかのようだ。研究者らが同様に指摘するのは、日本軍の残虐性を薄める方向での修正の動きである。……安倍晋三首相は「戦後体制からの脱却」を掲げ、憲法改正、教育問題を重視してきた。『愛国心』重視へと教育基本法を改正し、従軍慰安婦問題で『狭義の強制性』を否定した。靖国問題など首相の歴史認識が問われている。」(『沖繩タイムズ』、二〇〇七年六月二三日)

この社説の特徴は、「戦後体制からの脱却」「憲法改正」「愛国心」「教育基本法」「従軍慰安婦問題」といった安倍政権が提示した各政策という問題構成の中に、沖繩戦の教科書検定問題を位置づけ、それらとの関連から評価を試みている点にある。

以上見てきたように、沖縄地方紙は「慰霊の日」を単に沖縄戦の記憶の継承という問題だけにとどめることはしない。沖縄戦の記憶は、以前より教科書問題と結びつき、また護憲意識や反基地運動とも接続してきた。それゆえ、この日についてもアジア地域の犠牲者に対する追悼の日という位置づけもしてきた。こうして見ると、先に触れたように、沖縄県民にとって「慰霊の日」は「終戦記念日」なのであり、そのことは前述した反米、反「本土」日本軍」という二重の被害者意識と連動していると思われるのである。

4 沖縄地方紙の特集を中心に（二〇〇八年）

二〇〇七年九月二十九日、宜野湾海浜公園は一一万六〇〇〇人も沖縄県民で埋め尽くされた（主催者側発表）。文部科学省の高校歴史教科書検定で、日本軍の強制による沖縄戦における「集団自決」の記述が削除・修正されたからである。『琉球新報』・『沖縄タイムズ』の両紙はこの集会に関する号外を出し、翌三〇日の朝刊ではまさに大々的に報じた。社説では「検定撤回県民大会、国は総意を見詰めよ、歪曲を許さない意志固く」（『琉球新報』）、「二万人の訴え、政府の見解を問いたい、史実の改ざんを許さな」（『沖縄タイムズ』）という見出しを掲げ、政府に対する強い抗議の姿勢を示した。全国紙では『朝日新聞』が両紙と同様の主張を行い、「集団自決、検定意見の撤回を急げ」という見出しの社説を掲載した。

この問題は、二〇〇七年から二〇〇八年にかけて全国的な争点となった。その中で、沖縄は二〇〇八年六月二三日の「慰霊の日」を迎えることになった。社説で「慰霊の日」を取り上げたのは、全国紙では『朝日新聞』だけであり、その見出しは、「沖縄慰霊の日、本土に届け、戦争の記憶」というものであった（二〇〇八年六月二二日）。ただし、「戦没者追悼式、沖縄慰霊、不戦誓う」（『読売新聞』、六月二三日、夕刊）というように、全国紙は式典の模様に関して報じていた。

それでは、沖縄県紙は二〇〇八年の「慰霊の日」に向けて、どのような報道姿勢を示していたのだろうか。以下では、数日にわたって紙面で連載された特集記事に絞って検討してみる。まず『琉球新報』の特集は以下の通りである。

- ・「バンドラの箱を開ける時、沖縄戦の記録」(長期連載・夕刊)
- ・「住民虐殺」(社会面・朝刊)
- ・「ねつ造された沖縄戦体験」(文化面・朝刊)
- ・「皇軍」を背負う——元日本兵の証言」(社会面・夕刊)
- ・「戦後六三年、体験・思いを継ぐ」(社会面・朝刊・夕刊)
- ・「沖縄戦、日本軍の法的責任」(文化面・朝刊)

次に『沖縄タイムズ』の特集は以下の通りである。

- ・「刻む、沖縄戦『集団自決』、語りだす人々」(総合面、社会面・朝刊)
- ・「慰霊の島の風景」(文化面・朝刊)
- ・「戦後六三年、伝える」(社会面・朝刊・夕刊)

これら多くの特集記事は、いくつかのことを教えてくれる。第一に指摘できるのは、これらの記事の多くが、「慰霊の日」の約一週間前から掲載が開始されていることである。比喩的に言うならば、多くの戦争証言や資料を扱

った記事が、沖繩の「終戦記念日」である六月二三日の「慰霊の日」を指して湧き上がり、追悼式典に向けて流れ込んでいるように見える。その集約点として、六月二三日の社説、「慰霊の日、逃げ惑わない平穏な島に、語り継ぎたい沖繩戦の実相」（『琉球新報』）と、「今日『慰霊の日』、バトン私たちに手に」（『沖繩タイムズ』）が存在すると言える。

第二に、『琉球新報』の「パンドラの箱を開ける時、沖繩戦の記録」のように、長期連載によって沖繩戦に関する記憶の継承を目的とするものもある。二つの地方紙が全国紙などと比較して沖繩戦、およびそれに関連する記事を数多く掲載するのは当然であるが、そうした日常的な報道がこうした特集記事の基盤になっていると思われる。

第三は、米軍基地問題は沖繩戦に関する「記憶の網」の中で報道され、沖繩県民に受容されていると捉えられることである。実際、『沖繩タイムズ』は「静穏、願い届くか、普天間爆音訴訟判決」という特集を六月一九日（夕刊）から開始した。その冒頭の文章は、「二年前の慰霊の日の前日、平和を願うコンサートは、米軍のヘリの騒音にかき消された」というものである。

このように『琉球新報』と『沖繩タイムズ』は、沖繩戦、さらには第二次世界大戦の記憶を継承する役割を十分に担い、それとの関連で米軍基地の問題を日常的に提起しているのである。

5 沖繩平和祈念公園・資料館

沖繩には沖繩戦をめぐる様々な資料館（最も代表的なのは「ひめゆり平和祈念資料館」）がある。毎年沖繩県主催の「慰霊の日」の追悼式典の舞台になるのが沖繩平和祈念公園であり、その中心に太平洋戦争、および沖繩戦終結五〇年を記念して「平和の礎」が一九九五年に作られた。この施設の「建設の趣旨」は「沖繩の歴史と風土の

中で培われた『平和のこころ』を広く内外にのべ伝え、世界の恒久平和を願ひ、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖繩戦などでなくなられたすべての人々の氏名を刻んだ祈念碑『平和の礎』を、太平洋戦争・沖繩戦終結五〇周年を記念して建設する」(傍点引用者) ことにある。また「礎の刻銘対象者」については「国籍を問わず、沖繩戦で亡くなったすべての人々とする。この場合、沖繩戦の期間は、米軍が慶良間諸島に上陸した一九四五年三月二六日から降伏文書に調印した同年九月七日までとし、戦没場所は沖繩県の区域内とする」ことになっている(なお、沖繩県出身の戦没者、および他都道府県及び外国出身の戦没者も一定の条件を満たせば刻銘される)。そして、この施設の基本理念として「戦没者の追悼と平和祈念」、「戦争体験の教訓の継承」、「安らぎと学びの場」が掲げられている(以上、沖繩平和祈念資料館ホームページ)。

「平和の礎」の特徴は、「ひとつの戦闘地域での全戦没者を刻銘していることである。……それぞれの遺族にとって『平和の礎』は、①『鎮魂・慰霊』、②『追悼・追想』、③『事実の記録』という要素を備えたものとして認識されている」(石原、二〇〇二：三一八・三二二)点にある。こうした発想が次に見る沖繩平和祈念資料館の設立理念と結びつくのは明らかである。

「この(沖繩戦の)戦争の体験こそ、とりもなおさず、戦後沖繩の人々が、米国の軍事支配の重圧に抗しつつ、つちかってきた沖繩のこころの原点であります。沖繩のこころとは、人間の尊厳を何よりも重く見て、戦争に繋がる一切の行為を否定し、平和を求め、人間の発露である文化をこよなく愛する心であります。私たちは、戦争の犠牲になった多くの霊を弔い、沖繩戦の歴史的教訓を正しく次代に伝え、全世界の人々に私たちのこころを訴え、もって恒久平和の樹立に寄与するため、ここに県民個々の戦争体験を結集して、沖繩県平和祈念資料館を設立いたします。」(カッコ内引用者・沖繩平和祈念資料館ホームページ)

この記述に対して異を唱えることは不可能であるし、唱えるべきではないだろう。また、ここでの主張は沖縄県民のみならず、日本社会の構成員の圧倒的多数派に共有されるものであろう。ただし、ここで留意すべきは、この資料館の展示をめぐる様々な論議が生じていたことである。一九七五年に開館した沖縄県平和祈念資料館（旧館）の展示内容に関して、すでに問題は生じていた。それについては「開館当初は……日本軍の遺品を中心に展示が構成されたため県民や研究者から強い批判が起きた。……七八年に『住民の視点』に立つ展示内容に見直された経緯がある」（松永、二〇〇二・一四〇）と説明されている。その後、二〇〇〇年四月に新たに開館した沖縄県平和祈念資料館の展示をめぐる問題は沖縄においてより大きな争点となった。以下の引用はその要約である。

「この問題は沖縄戦の事実を『住民の視点』で伝えてきたはずの県資料館が新しい資料館へ移行する段階で、県民の意思とは無関係に展示内容の変更が県行政内部で進められたことにある。秘密裏ともいえる行政当局の変更作業は、沖縄戦で住民虐殺をした日本軍の展示を『残虐性が強調され過ぎない』表現に変えるよう指示するなど『住民の視点』とはまったく別の次元で『手』が入れられていた。……県首脳は最後まで展示変更を指示したことは認めなかったもの噴出し続ける人々の怒りを前にして、展示変更作業そのものを事実上撤回せざるを得なかった」（同…一三二—一三三）。

この出来事は、平和祈念資料館にしても、そこが戦争の記憶をめぐる抗争の空間になりうることを示している。同時に、先に示した「設立理念」に関しては幅広い合意があるにもかかわらず、展示という形でその理念を具体化する際には、沖縄県民の間でも必ずしも見解は一致していないことも示している。この場合、「行政当局」対「県

民「住民の視点」という図式で対立や抗争が描かれている（ただし、「行政当局」と「住民の視点」が各々一枚岩であることを前提にこの図式が成立している点は再考され、批判されるべきであろう）。沖縄戦の記憶の継承の仕方によっては「平和の礎」とともに沖縄戦の記憶の継承を象徴する存在であり、それゆえにそこでの展示は多くの論議を呼ぶことになったのである。

以上見てきたように、沖縄にとって米軍基地問題は沖縄戦を中心とする「記憶の網」の中に存在し続けてきたと言える。断続して生じる米兵の犯罪もそうした網の中で解釈され、沖縄戦の記憶を更新する要因となると考えられる。教科書問題も同様である。沖縄戦の「記憶の網」を構成する様々な要素は、何か事件や出来事が生じる度に互いに連関し、そして共鳴する。その過程で新たに生じた出来事は記憶の網の中に組み入れられ、蓄積され、類似の出来事が生じた時には想起され、動員される。そうしたメカニズムの中に、そして「本土」との関係の記憶の中に米軍基地問題は更新されつつ、存在すると見ることができる。

三 国際政治、国内政治、地方政治の中の米軍基地問題

沖縄とそこに置かれた米軍基地は、東アジアの安全保障にとって「要」の位置にあると言われる。確かに朝鮮半島や台湾といった国際政治の「火薬庫」を抱く東アジアの平和・安定にとって米軍の存在が不可欠という前提に立つならば、そうした沖縄の位置づけは妥当性をもつ。これまで朝鮮戦争、ベトナム戦争、そして湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争において沖縄の米軍基地が果たした役割はきわめて大きなものがある。沖縄の米軍基地はまさに「戦争の基地」であり、その「基地」は沖縄県民にとっては日常的な存在であり続けてきた。ここに

「国際政治」の力学の中の基地問題という側面がある。

こうした米軍基地の存在は、日米関係においても重要な役割を担ってきたのは周知の通りである。もちろん、それは沖繩だけに限定されることではない。様々な財政上の優遇措置と米軍基地の機能強化という問題は、基地を抱える「本土」の各地域にとつても重要な争点となってきた。例えば、二〇〇八年二月一〇日に米軍岩国基地の機能強化を主たる争点として実施された岩国市長選挙はその典型的な例である。とはいえ、「本土」の基地の機能は沖繩のそれと比べればかなりの差がある。沖繩の米軍基地のもつ意味合いは、日米関係とまさに直結しているものであり、そのぶん日本の「国内政治」における重要度はきわめて大きい。

同時に注目すべきは、これまで検討してきた沖繩の地域・地方政治における米軍基地の位置と意味づけである。これまで沖繩戦を中心とする「記憶の網」の中にある米軍基地という表現を本稿では度々用いてきたが、「本土」の米軍基地問題は通常はそれとは異なる様相を見せている。例えば、岩国市長選挙に関する『中国新聞』の社説は「米軍岩国基地、再び迫られる重い選択」と題し、次のように述べている。

「米軍との一体化路線を強める国の防衛政策に翻弄ほんろうされる地域の苦悩は、今後も続きそうだ。どこまでなら我慢できて、どこからは受け入れを拒むべきなのか。こうした『受忍限度』の論議も含め、地域の明日を見つめ直す必要がある。」（二〇〇八年一月三日）。

ここで取り上げられているのは、もっぱら「基地問題」である。ここでは、例えば憲法問題、教科書問題、さらには戦争の記憶の継承といった問題と基地問題は結びつけられていない。これは歴史的経緯や現状を考えれば当然のことではあるが、そこに基地問題と戦争の記憶をつねに連関させる姿勢をとる沖繩との重大な差異を見出

すのは容易である。沖縄において米軍基地問題は、まさに沖縄戦を中心とする戦争の「記憶の網」の中に存在するのである。

(1) 成田龍一は文学や評論の領域における「戦争の語り」について、以下の三つの時期に区分し、説明している。それは、① 否応なしに戦争に巻き込まれたという被害の意識が強かった時期（一九四五年―六〇年代後半）、② 様々な立場で戦争に関わった当事者が、それぞれ異なった視点から戦争を語り始めた時期（一九六〇年代後半―八〇年代後半）、③ これまでの戦争の語り の前提であった「われわれ」「国民」の自明性が疑われるようになった時期（一九九〇年代以降）、である（川村湊ほか、一九九二―一九九三）。

(2) 「慰霊の日」を六月二三日に定めることに関しては、以下のような異論も存在していたことは銘記されるべきであろう。「二〇万と推測されるすべての沖縄戦犠牲者（米軍による強制的移動による犠牲者も）の慰霊の日が設定されていない。この二〇万犠牲者が合祀され慰霊の祭典を行なう中央慰霊塔も建立されていない。旧軍国主義権力の一細胞だった第三二軍の終末の六月二三日、現在の慰霊の日と彼等が終末をつげた摩文仁の丘とは、一般の二〇万の犠牲者の慰霊をボカしているもので、県民犠牲者とはさまで関係ない」（琉球政府編、一九七一b・八〇）。

参考文献

- 石原昌家（二〇〇二）『沖縄県平和祈念資料館と『平和の礎』の意味するもの』石原昌家ほか『争点・沖縄戦の記憶』社会評論社。
 鹿野政直（一九九四）『周辺から、沖縄』歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店。
 鎌田慧（二〇〇二）『地方紙の研究』潮出版社。
 川村湊ほか（一九九九）『戦争はどのように語られてきたか』朝日新聞社。
 玉木研二（二〇〇五）『ドキュメント沖縄一九四五』藤原書店。

辻村明・太田昌秀（一九六六）『沖縄の言論——新聞と放送——』至誠堂。

富山一郎（二〇〇六）『戦場の記憶（増補）』日本経済評論社。

松永勝利（二〇〇二）「新沖縄県平和資料館問題と報道——取材の現場から」石原昌家ほか、前掲書。

琉球政府編（一九七一a）『琉球縣史・第八卷、沖縄戦通史』琉球政府。

琉球政府編（一九七一b）『琉球縣史・第九卷、沖縄戦記録』琉球政府。

※ 本論文は、慶應義塾大学グローバル・セキュリティ研究所の研究プロジェクト「東アジアにおける対米感情の比較研究—日本・韓国・フィリピン・インドネシア」の成果の一部である。なお、本論文に関わる研究を進めるにあたり、慶應義塾大学学事振興資金、同メディア・コミュニケーション研究所教育・研究基金の一部も活用させていただいた。